

(適用範囲)

第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等(法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ)又は一般に確立された習慣によるものとし、

2 当ホテルが、法令及び習慣に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- ①宿泊者名
- ②宿泊日及び到着予定時刻
- ③宿泊料金
- ④その他当ホテルが必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。

3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期限を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限り、申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは契約の成立後、同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じる場合がございます。

2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱いします。

(施設における感染防止対策への協力の求め)

第4条の2 当ホテル(館)は、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和23年法律第138号)第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- ①宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- ②満室(員)により客室の余裕がないとき。
- ③宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- ④宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- ⑤宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- ⑥宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。
- ⑦宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- ⑧宿泊しようとする者が、当ホテル(館)に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
- ⑨天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。出て、

2 当ホテルは、宿泊客が宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、取消料を申し受け、

3 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後9時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その到着時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

第7条 当ホテル(館)は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。ただし、本項は、当ホテル(館)が旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- ①宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- ②宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

- ③宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- ④宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
- ⑤宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊客が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項に規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)
- ⑥宿泊客が、当ホテル(館)に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき
- ⑦天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- ⑧寢室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテル(館)が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
- ⑨当ホテルの規約を守らないとき。
- 2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービスの料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- ①宿泊客の氏名・住所・連絡先
- ②外国人にあつては、国籍および旅券番号
- ③その他当ホテルが必要と認める事項

2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行うおとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は午後4時から翌朝10時までとします。ただし、同一の予約で、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することが出来ます。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次にあげる追加料金を申し受けます。

- ①到着日に、午前11時から客室を利用する場合は、利用する部屋の定員掛ける2,000円
- ②出発日に、午後1時まで客室を利用する場合は、利用する部屋の定員掛ける2,000円
- ③出発日に、午後1時以降客室を利用する場合は、室料相当額の100%

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めた利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等でご案内いたします。

- ①フロント・キャッシャー等のサービス時間
 - イ 門限 24時間
 - ロ フロントサービス 24時間(正午から13時までの間は休止します)
 - ②飲食等(施設)サービス時間
 - イ 朝食 午前6時30分～午前9時
 - ③附帯サービス施設時間
 - イ レストラン 午前6時30分～午前9時
- 2 前項の時間は、必要やむ得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法を持ってお知らせいたします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第13条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものではないときは、この限りではありません。

2 当ホテルは、万一の火災に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供が出来ない時の取扱い)

第14条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できない時は、宿泊客の了解を得て、出来る限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

- 2 当ホテルは前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋が出来ない時は、取消料相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときには、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルにその種類及び価格の明告を求めた場合であつて、宿泊客がそれを 行わなかったときは、当ホテルは15万円を限度としてその損害を賠償します。

2 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品であつてフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

3 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった現金、貴重品であつてフロントにお預けにならなかったものについては宿泊客が責任を持って管理するものとし、当ホテルはその管理責任を負わないものとします。

4 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品については、その保管期限を7日間とします。期間経過後については破棄致します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解した時に限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。ただし、書籍類や食品、下着等の衣類などについては廃棄します。

3 全2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管について当ホテルの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第17条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何に関わらず、当ホテルは場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被つたときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

- 2 宿泊客が禁煙室内で喫煙を行った場合、その程度によらず、20,000円の客室清掃費と室料相当額100%の営業補償をお支払いいただきます。ま

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項、第3条第2項及び第12条第1項関係)

		内訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料(室料)
	追加料金	②飲食料(又は追加飲食及びその他料金)
	税金	③消費税

(注) 1. 基本宿泊料はホテルより提示された料金とします。
2. 寝具(添い寝)及び食事を提供しない乳幼児については、料金をいただきません。

別表第2 取消料(第6条第2項関係)

予約人数	取消日	不泊	当日	前日	9日前	20日前
1名～9名		100%	80%	20%		
10名～49名		100%	80%	50%	20%	
50名～		100%	100%	100%	50%	10%

(注) 1. %は宿泊客が支払うべき総額に対する取消料の比率です。

高松センチュリーホテル宿泊約款

1988年1月14日

最終改訂2024年4月7日